

年次ごとの主なできごと

ここでは、利用者の便をはかるため、福井藩に関するできごとを一年ごとに簡単に紹介することにした。ただし諸儀礼や冠婚葬祭、幕府法令等は原則として除外した。

一 天保九年（一八三八）まで

「越前松平家家譜 慶永」のうち天保九年までの記録は三冊で構成され、松平慶永（幼名錦之丞）が誕生した文政十一年（一八二八）から藩主就任までの略歴、及び前藩主松平斉善の死去による藩主就任前後までが記されている。

三卿の一つ、田安家三代目当主である徳川斉匡の子として生まれた慶永は、当初は福井藩ではなく、伊予松山藩主松平勝善の養子となることが内定しており、天保八年十一月二十五日にはそれが正式に決定していた。

ところで、当時は前將軍徳川家斉の子斉善が第十六代藩主の座にあったが、病弱で就任以来在府を続けていた。斉善は天保九年によく初入国を果たしたが、閏四月の江戸出発からわずか四か月後の八月二十四日に十九歳で死去した。しかし、相続等の事情も勘案されてその死は伏せられ、先々代藩主斉承の正室で徳川家斉の娘である浅姫（松栄院）の願いもあり、九月四日慶永は正式に斉善の養子となったのである。その結果、斉善の死を知らせる使者は九月二日に江戸に到着していたものの、死去は八月二十八日、使者の江戸到着は九月六日とされ、その後の十月二十日、第十七代藩主慶永が誕生した。時に慶永は十一歳であった。

なお、前藩主斉善は閑院宮昌宮もりみやと婚約していたが、斉善の死により解消、昌宮はのちに慶永の兄で田安家五代、徳川慶頼の継室となった。ここでは新藩主慶永の家督相続に関わる諸儀礼が詳細に記され、徳川將軍家・田安家との関係や、新藩主を迎える藩政の一端が読みとれる。

二 天保十年（一八三九）

一月十日に慶永に対する位階と役職を記した位記・口宣が渡されるとの通知があり、翌十一日、日野前大納言邸において正四位下・少将の官位・官職が授与された。その際の献上物に多くの紙幅が費やされており、福井藩にとっても大きな意味を持つ家格の扱いが具体的に読み取れる。

福井藩は慶永襲封以前の天保七年二月十七日、九〇万両の借財があると幕府へ訴えているが、この問題は当然ながら好転せず、二月二十九日には一昨年の上屋敷の焼失を理由に藩士に対して三年間の半減借米を申し渡し、また御用達商人たちへの扶持米延期を伝えている。この年は四月以来の風水害や虫害により、二〇万石余の損失があったと幕府へ報告している。財政の悪化に対処するため、十月二十九日に藩主手元の費用を半減するなど、詳細にわたる向こう五か年の儉約令が出され、困難な藩財政の状況をうかがい知ることができる。

なお、十二月には焼失した上屋敷が再建され、あわせて取次番の心得や来客の取次作法が示された。来客の身分によって案内される部屋、畳の何枚目に座るかまで逐一記されている。

三 天保十一年（一八四〇）

一月二十三日、藩内では旧守派の中心であった家老松平主馬が罷免され、藩政は慶永が登用した中根雪江（靱負）らを中心とする改革派の主導で行われる。二月五日には預所最寄替えの記事がみえる。坂井郡の一〇か村約六三〇〇石を福井藩預所に、丹生郡のうち二四か村約五四〇〇石を高山飛驒郡代の預所（本保障屋管轄）とするという内容である。

この年には慶永の婚姻の見通しがととのった。二月晦日、熊本藩主細川斉護の娘勇姫との縁談をまとめた旨の内容が細川家に伝えられた。細川家も異存なく、四月六日、前日幕府に提出した内意伺書に対して幕府の内諾があり、五月二十七日縁談は幕府に承認された。

財政面では二月、借財打開のため藩札発行事務をつかさどる札所の元締に対して二万両の調達

金が課せられ、十月には札所融通のため町在へ趣法講への加入を命じている。もともと藩札が大量に発行されるとその価値は大きく下落した。そのため正貨との交換を求めて本保領百姓が福井銀札場に押し掛けるなどの混乱が発生した。この問題は幕府にも伝わり、その後一層大きな藩政の課題となっていく。

四 天保十二年（一八四一）

昨年から引き続き続いた藩札の問題では、福井藩は二月十三日、札所の元締に対して幕府領や大名領に対する円滑な両替を指示し、あわせて藩札の両替率を金一両に対して銀一〇五匁とした。三月に中根雪江が勝手掛に任命されると、四月五日には二年前からの家臣に対する半減借米をやめ、新たに日掛銀調達を命じ、同二十三日には藩内の町在に対して、十年間にわたる日掛銀の上納を命じている。

この年、幕府では水野忠邦らを中心とした天保の改革が始まり、十二月に物価の引き下げを目的として株仲間の解散を命じているが、福井藩ではこれより先の九月、これまで五〇年間にわたって認められた株や免札を差しとめ、物価の安定を図っている。産物売買の関係では十一月、浦方の困窮をうけて、敦賀に設置した魚荷物の会所趣法をやめるなど、専売制による生産者の困窮、物価上昇の弊害を止めるための方策がとられた。

なお、幕府は天保飢饉の被害が一段落したこの年、全国に困糶を命じたが、これに先んじて福井藩では九月に社倉の再興を命じ、備荒制度の充実に努めている。

五 天保十三年（一八四二）

幕府では老中水野忠邦らを中心に天保の改革が進められていた。質素儉約の徹底は儀礼にも及び、三月にはすでに前年から行われていた献上物（鯖・酒）の金子による献上を、今回は鮮鯛に

まで拡充させる旨の触が見られる。福井藩では翌四月、江戸において進物・調度・消耗品・着服など広範囲にわたって儉約を徹底することが具体的に示された。

アヘン戦争における清の敗戦に衝撃を受けた幕府は七月、異国船打払令を撤回し、遭難した外国船に限り薪水を給与することとした。あわせて海防の必要から各藩に対し海岸の絵図と警衛の体制書を提出することが指示され、福井藩では十二月にそれらを提出している。警衛にあたる人員や場所、各浦から福井城下までの距離数、海の浅深などが記されており、異国船関係の幕府の「触」の多さとあわせて問題の大きさを知ることができる。

六 天保十四年（一八四三）六月十九日まで

この年は慢性的な赤字を抱える藩に、さらに災害が加わった。一月に松栄院の居住する江戸常盤橋屋敷が焼失し、三月にも家臣狛澄保宅からの出火で柳門や侍屋敷が焼失するなど、さらに出費がかさむことになった。一方では町在の困窮も無視できず、二年前に始めた日掛上納銀は中止となった。

襲封以来江戸で過ごした慶永は、五月九日江戸を出発し、日光東照宮を参拝した後六月十一日に初めて福井に入った。当時慶永はまだ十六歳であった。